

令和5年度

水防計画

新潟市防災会議

水防部会

水 防 計 画

市域にかかる河川、湖沼、海岸等での迅速・適切な水防対策を行うための水防活動体制の確立や応急活動について定める。

| | |
|---------|--|
| 実 施 担 当 | 危機管理防災局 土木部 消防局 各区役所 |
| 防災関係機関 | 新潟地方气象台 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 新潟地域振興局地域整備部 新潟地域振興局新津地域整備部 新潟市消防団 |

1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、新潟県知事から指定された指定水防管理団体たる新潟市が、同法第33条の規定に基づき、新潟市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波等の水災に対処しその被害を軽減する事を目的とする。

2 水防事務の処理

洪水、津波等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知等を受けたときから、洪水、津波等による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

3 配 備 体 制

水防管理者は、水防事務を処理するため、「新潟市災害対策本部規程」による災害対策本部長として「警戒配備及び非常配備に関する要綱」により非常配備体制を整えるものとする。

4 水 防 警 報 等

水防警報の段階と範囲

| 段 階 | 通 知 内 容 | 範 囲 |
|-----|---|--|
| 準 備 | 水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。 | 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。 |
| 出 動 | 水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。 | 水位、流量その他河川状況等により、水位がはん濫注意水位を超えるおそれがあり、またははん濫注意水位を超え、なお増水が予想されるとき。 |
| 状 況 | 洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状態により特に警戒する事項を通知するもの。 | 適宜河川状況により必要と認められるとき。 |
| 解 除 | 水防活動の終了を通知するもの。 | 水位がはん濫注意水位以下に復したとき。 但し、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

水防警報（津波）の種類と発表基準

| 種 類 | 内 容 | 発 表 基 準 |
|-----|----------------------------------|--|
| 待 機 | 水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を通知するもの。 | 津波警報が発表されるなど、必要と認めるとき。 |
| 出 動 | 水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。 | 津波警報が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 |
| 解 除 | 水防活動の必要が解消した旨を通知するもの。 | 巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときなど、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

5 はん濫水位等一覧

| 河川名 | 観測所名 | 観測所の位置 | | 水防団 待機 水位 (m) | はん濫 注意 水位 (m) | 避難 判断 水位 (m) | はん濫 危険 水位 (m) | 管理者名 |
|-------|--------------------|--------|------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------|
| | | 市町 | 大字 | | | | | |
| 信濃川 | 尾崎 | 三条 | 尾崎 | 8.20 | 8.70 | 9.10 | 10.20 | 国土交通省 |
| 〃 | 荒町 | 三条 | 荒町 | 8.00 | 8.50 | — | — | 〃 |
| 〃 | 保明新田 | 田上 | 保明新田 | 5.20 | 5.60 | 6.50 | 8.20 | 〃 |
| 〃 | 臼井橋 | 新潟 | 堀掛 | 3.10 | 3.40 | — | — | 〃 |
| 〃 | 新酒屋 | 新潟 | 花ノ牧 | 2.50 | 2.80 | — | — | 〃 |
| 〃 | 帝石橋 | 新潟 | 山田 | 1.50 | 1.80 | 2.70 | 3.10 | 〃 |
| 〃 | ※ ³ 大河津 | 燕 | 大川津 | 12.50 | 13.40 | 15.60 | 16.10 | 〃 |
| 阿賀野川 | 津川 | 阿賀 | 津川 | 50.00 | 50.70 | 52.10 | 52.55 | 新潟県 |
| 〃 | ※ ³ 馬下 | 五泉 | 馬下 | 19.65 | 20.15 | 22.00 | 22.80 | 国土交通省 |
| 〃 | 満願寺 | 新潟 | 満願寺 | 5.80 | 6.50 | 8.20 | 9.00 | 〃 |
| 能代川 | 北上 | 新潟 | 北上 | 3.50 | 5.25 | 6.93 | 7.50 | 新潟県 |
| 早出川 | 善願 | 五泉 | 善願 | 12.80 | 14.00 | 14.50 | 15.10 | 国土交通省 |
| 〃 | 不動堂 | 五泉 | 不動堂 | 33.97 | 35.35 | 35.66 | 36.35 | 新潟県 |
| 中ノ口川 | 道金 | 燕 | 道金 | 7.50 | 7.80 | 8.10 | 8.40 | 〃 |
| 〃 | 白根橋 | 新潟 | 白根 | 3.80 | 4.10 | 5.30 | 5.69 | 〃 |
| 新川 | 新川 | 新潟 | 升岡新田 | 0.90 | 1.10 | — | — | 〃 |
| 小阿賀野川 | 寿橋 | 新潟 | 二本木 | 2.60 | 3.70 | 5.10 | 5.50 | 〃 |
| 安野川 | 大室 | 阿賀野 | 七浦 | 11.64 | 12.03 | 12.28 | 12.79 | 〃 |
| 〃 | 金田町 | 阿賀野 | 金田町 | 6.27 | 7.21 | 7.48 | 8.40 | 〃 |
| 加治川 | ※ ³ 岡田 | 新発田 | 岡田 | 13.80 | 14.30 | 15.30 | 16.18 | 〃 |
| 〃 | ※ ³ 小松 | 新発田 | 小松 | 11.00 | 11.94 | 13.01 | 13.43 | 〃 |

※1 上記一覧については、当該水位観測所の水位等に応じて新潟市で避難情報を発令する観測所及び新潟市が水防警報・水防情報提供を受ける水位観測所を明示したもの。

※2 網掛け部は、新潟市で水位観測所の水位等で避難情報を発令する水位観測所。

※3 信濃川大河津観測所（大河津分水路）、阿賀野川馬下観測所、加治川については、氾濫水が市域へ到達するまで長時間かかることが予想されることから、氾濫発生以降に避難情報を発令することとしているため、※印として表中への記載をしているもの。

| 水位名称 | 内容 |
|-------------------|--|
| 水防団待機水位 (レベル1) | 水防機関が準備を開始する水位で、消防団等の待機の指標となる水位。 |
| はん濫注意水位 (レベル2) | 河川の増水により堤防の漏水や洗掘等が発生する危険性のある水位で、消防団等が出動して堤防の警戒に当たる水位。 |
| 避難判断水位 (レベル3) | 【警戒レベル3】高齢者等避難を出す際の目安となる水位。 |
| はん濫危険水位 (レベル4) | 警戒水位を越え、更に水かさが増し、溢水・はん濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位。 また【警戒レベル4】避難指示を出す際の目安となる水位。 |

6 水防活動

(1) 水防巡視

水防警報の通知を受けたときは、直ちに非常配備体制をとり、河川、海岸、湖沼の警戒のため、重要水防箇所（水資－2）と水防上巡視を必要とする構造物（水資－3）の現況と予想される危険をもとに、安全を確保した上で関係する区建設課及び消防署が消防団と連携して巡視を実施する。

(2) 水防工法の実施

水防巡視や河川管理者等からの通報により、漏水等などの異常を発見した場合、関係する区建設課及び関係消防署が消防団と連携して、安全を確保した上で適切な水防工法を講じる。また、関係する区総務課及び消防署は状況に応じて人員の調整を行い、関係する区建設課は不足している水防資材の調達を行う。

なお、甚大な被害が予想される場合は、危機対策課へ応援を要請する。

※ この項において示す課、機関については、災害対策本部設置時は、それぞれの課、機関の属する班名に読み替えるものとする。

(3) 津波における留意事項

津波は、発生地点からの当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分けることができる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なが、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動者の避難以外の行動が取れないことが多いため、水防活動者の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

(4) 安全配慮

洪水、津波のいずれにおいても、水防活動者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動者の安全は確保しなければならない。

7 水防活動等報告

関係する区総務課及び消防署は、水防活動を実施した場合、水防報告（様式は水資－４に示す。）を速やかに危機対策課に提出する。危機対策課は河川管理者に提出する。

また、関係する区総務課及び消防署は、水防活動が終結してから２日以内に水防活動報告書（様式は水資－５に示す。）および水防活動実施報告書（様式は水資－６に示す。）を危機対策課に提出する。危機対策課は水防活動報告書を取りまとめ、河川管理者に提出する。

8 河川管理者の協力

(1) 協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行うものとする。

- ア 河川に関する情報の提供
- イ 重要水防箇所の手点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

(2) 河川に関する情報の提供

河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を定めるものとする。

9 重要水防箇所評定基準

重要水防箇所評定基準は、水資－７に示す。

10 水防資器材

水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況は、水資－８に示す。

11 消防団員数

消防団員数については、水資－９に示す。

